

## 3月総会議事録

2026年3月26日

- ・日時 2026年3月26日（木）午後6時00分～
- ・場所 大阪弁護士会館1001・1002会議室

定足数が134名（委任状を含む。）であるところ、出席会員が38名、WEB参加会員が7名であり、委任状が175通提出された。

上記のとおり定足数に足る会員の出席があったので、本総会は適法に成立し、幹事長の指名により副幹事長河野雄介が議長となり、開会を宣し、議案の審議に入った。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1 開会挨拶          | 幹事長 黒田 愛 |
| 2 春秋会 物故会員を偲び黙祷 | 幹事長 黒田 愛 |
| 3 決議事項          | 幹事長 黒田 愛 |

- (1) 次年度幹事（副幹事長、全期幹事及び各期幹事）の選任決議
  - ・候補者（幹事長を除く84名）について、資料1のとおり。
  - ・賛成多数で可決承認された。
- (2) 次年度選考委員の選任決議
  - ・投票による候補者（36名）について、資料2のとおり。
  - ・賛成多数で可決承認された。
- (3) 選考委員会規則改正
  - ・提案内容、及び提案理由について、資料3「1. 選考委員会規則の改正の提案」及び「2. 提案理由」記載のとおり。
  - ・なお、第1回選考委員会において「推薦するか否か」を決議するのは困難との従前からの指摘・問題意識については、資料3「3. 運用についての申し送り」にて対応。

## 【質疑応答・意見】

A会員： 改正後第7条は「選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。」と規定していることから、推薦を「しない」とも「する」とも選考委員会が決議しないことも想定される。

その場合、推薦を「しない」とも「する」とも選考委員会は決めていない中、改正後第8条以下の手続をとり立候補者を募ることになるが、改正後第11条第1項は「選考委員会は・・・選考対象者の中から各1名を選考する。」と規定していることから、立候補者が出た場合には選考委員会は少なくとも1名を選考しなければならないということになるのか。

幹事長： その立候補者が選考委員会において承認された場合に限り、改正後第11条第1項に基づき選考を実施することになると思料する。

なお、従前、立候補者1名の場合においても、当該立候補者を承認するか否かにつき選考委員会は決議してきた。これと同じである。

B会員： 従前の議論状況を踏まえると、選考委員会の権限・役割を明記しておくことは大切と思う。

また改正後第7条が「できる」と規定していても、推薦するか否かを決議しなければその後の手続が進みにくいことを考えると、推薦を「しない」とも「する」とも選考委員会が決議しないということには実際にはならないと思料される。

本改正は、従前の議論を踏まえたものであり、かつ従前の運用と整合的な形に規則を整理するものと理解するため、本改正に賛成する。

以上の質疑応答及び意見を踏まえ、賛成多数で可決承認された。

## 4 法曹在職40年会員（37期）顕彰

- ・顕彰対象者は池谷 博行会員、加藤 安宏会員、空野 佳弘会員、徳井 義幸会員、原田 次郎会員の5名。
- ・上記会員らを顕彰した。

## 5 大阪弁護士会理事者挨拶・会務報告

副会長 河野 豊

12月総会以降の会務について、要旨、資料4のとおり報告がなされた。以下、補足。

- ・資料4「第2 会計赤字問題」「1 支出の削減」について、支出を削減するために企画を抑制したり人件費を削減したりすることは考えず、そ

- れ以外の方法で当該問題に取り組んできた。
- ・同「2 収入の確保」について、会費の増額は考えず、それ以外の方法を考え、実践してきた。
  - ・同「3 会計の可視化」「①特別会計の廃止へ」について、今年度中にこれを実現したかったが、諸般の事情により次年度に引き継ぐこととなった。次年度執行部には引き続き廃止方向で進めていただきたいと考えている。
  - ・同「②委員会活動可視化検討 PT の働き（次年度は執行部課題へ）」について、企画の実施にいくら費やされたか、或いは委員会活動に何期ぐらいの人がどの程度参加しているか等、詳細なデータベースを本 PT に作成いただいた。これをもって本 PT は解散することとし、当該データを今後どうやって活かすかについては次年度以降の執行部の課題。
  - ・資料4「第3 職員人事」「2 残業の抑制」について、業務過多により効率化の推進のみでは職員の残業が減らないため、会務を削減する方向で各種検討中。
  - ・同「3 休憩時間の適正取得」について、当会の方針に対し組合から猛烈な反対を受けている。先週団体交渉したが受け入れられず、この状態のまま次年度への引き継ぎを余儀なくされた。
  - ・資料4「第5 会員サポート」「3 会費滞納問題の早期解消 20か月問題」について、会費滞納が20か月を超えれば懲戒請求するという内規があるが、遅すぎるのではないかという指摘・問題意識があり、これについて議論を開始したところである。
  - ・資料4「第8 Ben1 アワード」「5 Ben1 スクールの実施」について、Ben1 アワードの受賞団体から中高生が1時間質問・聴き取り等を行ない、その後30分でパワーポイントを作成し、これを用いて学んだこと等を発表する企画。関西テレビで取り上げられる等、大きな反響を得た。詳細につき弁護士会会報にて報告予定。

## 6 活動報告

- (1) 2025年度活動報告 幹事長 黒田 愛  
資料末尾「春秋会2025年度 活動報告」のとおり報告がなされた。

以下補足。

- ・上記資料「2 各活動の概況」「会長当選祝賀会」について、各会派からの招待含め90名の参加があった。

- (2) 各種委員会活動報告

ア 選考委員会

委員長 黒田 愛

要旨、以下のとおり活動報告がなされた。

- ・中井洋恵会員を会長候補者、中森俊久会員を副会長候補者として推薦した。
- ・昨年11月に、臨時の選考委員会を開催し、資料3「2. 提案理由」記載の問題点を共有した。
- ・今年の2月に、今後の選考委員会のあり方についての議論を行ない、また選考委員会の目的である相応しい会員を大阪弁護士会役員に送り出すという観点から意見交換を行なった。また、どういふ点を重視して選考・推薦すべきかについてのアンケートを実施したところ、弁護士会での活動実績を重視すべきとの意見が最多数であった。意欲、弁護士業の実績、人柄を重視すべきとの意見もあった。他方で、修習期を重視すべきとの意見はほぼなく、春秋会らしいと感じた。

#### イ 政策委員会

委員長 中森 俊久

要旨、資料5のとおりに報告がなされた。

以下補足。

- ・「2 意見交換会企画」について、委員会活動を理由に事務所を出られない（出づらい）、一度休むと出席しづらい、途中参加しづらい、参加してもしなくても委員会は回る（参加する意味があまり感じられない）、部会はともかく全体委員会の議論にはついていけない、コストパフォーマンスが悪い等の消極意見があり、委員会を開催する側にも工夫が必要と感じた。他方で、先輩と繋がること出来る、勉強になる等の積極意見もあった。委員会参加のメリットを高めていくとともにデメリットないし消極意見を解消していく必要があると思料している。
- ・「5 今後の企画」について、次年度の憲法記念週間の企画として、5月23日に、憲法21条とSNSをもう一度取り上げる予定。その中でAIについても触れる（例えば面接等で自己が伝えている情報以上の情報を会社側が把握しているという事態が既に生じており、自己に関する情報をコントロールする権利という観点から提言があるものと思料される）。この問題に通じた大学教授、及び当該問題に深い関係を有する元お笑い芸人に登壇いただく予定。
- ・楽しい政策委員会をテーマに掲げ、これを実現するため、この1年間2回に1回は夜に委員会を実施し、懇親会を重ねてきた。
- ・反省点としては、春秋会綱領(三)「司法と人権の諸課題について、協同して研鑽を積み、政策を提言し、その実現に努める。」の規定から政策委員会ができていくことに鑑み、政策提言についてもう少

し色々検討できれば良かったと感じている。

ウ 研修委員会 委員長 松本 智子

- ・本年度は資料6のとおり4つの企画を実施した。
- ・資料6のタイトルが「2025年度12月までの活動報告」と記載されているが「2025年度3月までの活動報告」の誤記
- ・来年度実施予定の企画（ビジネスマナー・コミュニケーション研修）について、今回はプロの講師をお招きする予定。各事務所において新人への情報共有及び新人の予定確保をお願いしたい。
- ・反省点としては、今年度最初に実施したビジネスマナー研修以外の企画の間が詰まってしまったこと、及び1月から3月までの間企画を実施できなかったこと。

エ 広報委員会 委員長 柳 勝久

要旨、資料7のとおり報告がなされた。

以下、補足。

- ・資料7「2 会報114号（春号）」について、今朝発刊済み（チラシもレターケースに投函済み）。
- ・資料7「4 HP更新」について、新HPについても今朝のメールで案内済み。
- ・新人・若手の委員会活動への誘致について、広報委員会としても何かできたらと考え、協議検討している。

オ 親睦委員会 委員長 田村 瞳

- ・資料8のうち、主として12月総会以降に実施された企画（「7 当選祝賀会&新年会」以下の企画）について報告がなされた。
- ・「8 ゲーム企画」について、大好評であったため、来年度以降も実施できればと考えている。
- ・来年度は現親睦委員の上杉会員が委員長に就任予定であり、更なる盛り上がりが期待される。

カ 若手会 世話役代表 中原 大雄

要旨、資料9のとおり報告がなされた。

以下補足。

- ・今年度、若手会の独自企画として Legalscape 研修を実施し、大好評であった。この流れを汲んで次年度は、若手会独自企画または研修委員会との共催企画として、生成 AI に関する研修をこれに通じた企業をお招きして実施する予定。

(3) 会計報告 副幹事長 平林 佳江子

2025年度の予算執行状況について、資料10のとおり報告（但し4月5日から3月13日までの経過報告）がなされた。

以下補足。

- ①収入（会費）について、昨年度は977万円であったため、52万円の収入減。その主たる原因は、今年度から弁護士登録10年目までの会員の会費が2万円から1万円に減額されたことにある。
- ②支出について、今年度特有の支出として、政策委員会における政策誌発行費用、広報委員会におけるホームページリニューアル費用、及び会長当選祝賀会開催費用が合計約200万円程度あった。
- ③資料10「2025.4.4時点収支差額」について「-44,882」と記載されているが、現時点で240～250万円程度赤字決算となる見込み。
- ④以上から、来年度以降、今年度と同程度の規模で活動がなれることを前提に、毎年40～50万円程度の赤字決算（③－②）となる見込み（但し前年度からの引継金が2800万円程度あり）。

7 2026年度 会長 中井洋恵 副会長 中森俊久 挨拶

8 2025年度 執行部退任挨拶

9 2026年度 執行部就任挨拶

10 閉会挨拶 副幹事長 河野 雄介

以上